

小樽市移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 小樽市は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び小樽市総合戦略に基づき、小樽市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行う北海道U I Jターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から小樽市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合、テレワークにより定着に至った場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、北海道への移住、起業を促進するU I Jターン新規就業・地域課題解決型企业支援事業の実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、上限額を60万円とし、18歳未満のもの一人につき30万円、令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、上限額を200万円とし、18歳未満のもの一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 次の(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)から(4)までのいずれかの要件を満たす就職、起業又はテレワーク移住をした者に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(5)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元と

しての対象期間とすることができる。

- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(イ) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に小樽市に転入したこと。
- ② 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。
- ③ 小樽市に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ その他北海道及び小樽市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 就業先が、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募したものであること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している移住支援金対象法人に就業し、交付申請時において当該法人に在職していること。
- ⑤ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 当該法人に、移住支給金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- ② 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- ③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件

1 年以内に、北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、平成 31 年 4 月 1 日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。
- (オ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第 4 条 本事業に該当し、制度を利用しようとするものは、下記により申請を行うものとする。

(1) 予備登録申請

移住支援金の申請を予定している者は、3 条（1）の要件を満たすことが見込まれ、かつ（2）、（3）又は（4）の要件、また、世帯向けの金額を申請する者については（5）の要件に該当することが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

(2) 申請

移住支援金の申請者は、「移住支援金交付申請書」（様式第 2 号、様式第 2 号別紙 1 及び別紙 2）、移住者の就業先の「就業証明書（移住支援金の申請用）」（様式第 3 号）及び本人確

認書類に加え、第3条（1）の要件を満たし、かつ、（2）、（3）又は（4）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（5）の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「小樽市移住支援事業に係る交付決定通知書」（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

なお、審査の結果支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、「小樽市移住支援事業に係る移住支援金交付申請却下通知書」（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「小樽市移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書再交付願」（様式第6号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに「小樽市移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書〔再交付〕」（様式第7号）により、申請者に交付するものとする。

（返還請求）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者（以下、「移住支援金受給者」という。）が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金受給者に移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び小樽市が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

- （ア） 虚偽の申請等をした場合
- （イ） 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した小樽市から転出した場合
- （ウ） 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- （エ） 第3条（3）の起業支援金に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した小樽市から転出した場合

(移住支援金の支給・返還に係る情報共有)

第10条 市長は、移住支援金の申請及び交付に関する情報、移住支援金返還対象者に関する情報について、北海道と共有するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 北海道及び小樽市は、小樽市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び支給を受けた者並びに移住支援金対象法人の登録申請者及び移住支援金対象法人に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(協力)

第12条 北海道と小樽市は、移住支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と小樽市が協議して定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年11月6日から施行する。

2 この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

令和2年4月24日より前に小樽市に転入したものについては、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この要綱は、令和3年4月7日から実施する。

令和3年4月7日より前に小樽市に転入した者については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この要綱は、令和4年4月5日から実施する。

令和4年4月1日より前に小樽市に転入した者については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この要綱は、令和5年4月14日から実施する。

令和5年4月1日より前に小樽市に転入した者については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

7 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。